

茨木市情報公開審査会

答 申 書

令和4年2月15日

茨情審答申第41号

茨木市情報公開審査会

第1 審査会の結論

茨木市長（以下「実施機関」という。）が令和3年2月8日付けで審査請求人に対して行った公文書部分公開決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 審査請求人による公開請求

審査請求人は、令和2年6月22日、茨木市情報公開条例（平成15年茨木市条例第35号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により次に掲げる内容の文書の公開を求め、実施機関に対して公開請求を行った。

- (1) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）の策定にあたっての「13 超高層建築物について」に係る検討内容、協議事項内容（茨木市内部、パートナー事業者、市会議員、大阪府、国等）、リスク、公共性、環境アセスメント等の検討
- (2) 「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針」をふまえた検討状況（上記基本計画策定にあたりパブコメ意見の利用）

2 情報提供制度での対応

実施機関は、令和2年6月29日、上記1の公開請求に対応する公文書で、速やかに公開できる次の文書の写しを「茨木市情報提供の実施に関する要綱」に基づく情報提供とし、審査請求人に交付した。

- (1) 超高層建築物についての主な協議経過及び超高層建築物についての今後の対応（予定）
- (2) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備超高層建築物編（案）

3 公開請求に係る公文書の再特定及び公開請求に対する決定（令和2年10月30日付け）

実施機関は、令和2年10月15日に審査請求人からの連絡を受け、上記1の公開請求に対し、改めて対応する公文書を特定した上で、条例に基づく公開決定等を行うこととし、令和2年10月30日付けで次のとおり決定した。

(1) 公文書公開決定処分

実施機関は、上記1(2)に係る公開請求に対応する公文書として「超高層建築物の立地に関する基本的な方針について協議議事録（令和元年6月4日開催）」を特定し、当該公文書について公文書公開決定処分を行い、公文書公開決定通知書（茨市街第447号）をもって、審査請求人に通知した。

(2) 公文書部分公開決定処分

実施機関は、上記1(2)に係る公開請求に対応する公文書として次の公文書を特定し、当該公文書について公文書部分公開決定処分を行い、公文書部分公開決定通知書（茨市街第447号）をもって、審査請求人に通知した。

ア 阪急茨木市駅西地区に係る事業パートナー協議議事録（令和元年5月9日開

催)

イ 超高層建築物の立地に関する基本的な方針に関する協議議事録（令和元年8月22日開催）

ウ 超高層建築物の立地に関する基本的な方針に関する協議議事録（令和元年9月19日開催）

(3) 公文書不存在による非公開決定処分

実施機関は、上記1(1)に係る公開請求（以下「本件請求」という。）に対し、公文書不存在による非公開決定処分を行い、公文書不存在による非公開決定通知書（茨市街第447号）をもって、審査請求人に通知した。

4 公文書不存在による非公開決定の取消し

実施機関は、令和3年2月8日付けで、上記3(3)の公文書不存在による非公開決定処分を取り消し、公文書不存在による非公開決定の取消しについて（茨市街第663号）をもって、審査請求人に通知した。

なお、当該通知書において、当該公文書不存在による非公開決定処分を取り消す理由として「公開請求に係る公文書の内容のうち「阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）の策定にあたっての「13 超高層建築物について」に係る検討内容、協議事項内容（茨木市内部、パートナー事業者、市会議員、大阪府、国等）、リスク、公共性、環境アセスメント等の検討」について、実施機関は、阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）の「13 超高層建築物について」の作成に当たっての協議・検討に関する文書と捉え、公文書不存在による非公開決定を行ったが、公文書公開請求の趣旨としては「阪急茨木市駅西口における超高層建築物について検討した全ての協議資料」であることが確認されたため。」と付記した。

5 公文書部分公開決定処分

実施機関は、本件請求に対し、対象となる公文書の一部について次に掲げる公文書を特定し、令和3年2月8日付けで、公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、公文書部分公開決定通知書（茨市街第663号）をもって、審査請求人に通知した。

(1) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第4回打ち合わせ議事録（平成27年7月28日開催）（以下「公文書①」という。）

(2) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第12回打ち合わせ議事録（平成27年10月19日開催）（以下「公文書②」という。）

(3) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第13回打ち合わせ議事録（平成27年11月16日開催）（以下「公文書③」という。）

(4) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第14回打ち合わせ議事録（平成27年11月30日開催）（以下「公文書④」という。）

(5) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第16

- 回打ち合わせ議事録（平成27年12月18日開催）（以下「公文書⑤」という。）
- (6) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第23回打ち合わせ議事録（平成28年5月19日開催）（以下「公文書⑥」という。）
- (7) 「（仮称）阪急茨木市駅西口地区 市街地再開発事業」事業パートナー第38回打ち合わせ議事録（平成29年1月18日開催）（以下「公文書⑦」という。）
- (8) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業等に関する協議議事録（平成30年3月29日開催）（以下「公文書⑧」という。）
- (9) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業等に関する協議議事録（平成30年5月8日開催）（以下「公文書⑨」という。）
- (10) 消防本部との超高層建築物に関する協議議事録（平成31年4月12日開催）（以下「公文書⑩」という。）
- (11) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業に係る協議議事録（令和2年6月5日開催）（以下「公文書⑪」という。）

6 公文書公開決定等期間特例延長

実施機関は、令和3年2月8日付けで、本件請求に対応する残りの公文書について、条例第13条の規定による公文書公開決定等期間特例延長を行い、公文書公開決定等期間特例延長通知書（茨市街第663号）をもって、審査請求人に通知した。

なお、当該通知書において、当該延長を行う理由として「公開請求に係る公文書が著しく大量であり、かつ、その中に非公開情報に該当する情報が含まれ、公開決定等の判断に相当の日数を必要とするため。」と付記した。

7 公文書部分公開決定処分

実施機関は、令和3年3月29日付けで、上記6の公文書公開決定等期間特例延長に係る公文書について公文書部分公開決定処分を行い、公文書部分公開決定通知書（茨市街第786号）をもって、審査請求人に通知した。

8 本件処分に対する審査請求

審査請求人は、令和3年5月6日、本件処分を不服として、実施機関に対し、非公開部分が不相当であり、公開するとの裁決を求め、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

9 審査会への諮問

実施機関は、令和3年5月31日、条例第20条第1項の規定により、本件審査請求について、茨木市情報公開審査会に諮問した。

10 審査会の対応

(1) 実施機関からの弁明書の提出

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項及び第5項の規定により、令和3年7月30日付けで弁明書を作成し、同年8月4日、審査請求人に送付するとともに、その写しを審査会に提出し

た。

(2) 実施機関の職員からの理由説明

審査会は、令和3年9月28日、実施機関の職員から口頭による理由説明を聞いた。

(3) 審査請求人からの反論書の提出

審査請求人は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により、令和3年9月14日付け（令和3年9月15日受付）で実施機関に対して反論書を提出し、実施機関は、同月21日、その写しを審査会に提出した。

第3 審査請求の趣旨及び主張要旨

1 審査請求書における主張

審査請求人は、審査請求書において、非公開部分が不相当であり、公開するとの裁決を求め、その理由を次のように主張した。

(1) 阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）（以下「基本計画案」とい

う。）の令和2年6月の発表、同年10月の都市計画（案）の発表、同年11月に都市計画審議会に対し超高層建築物の建築案の意見聴取を行う等、既に公共性を持った再開発計画となっており、計画の事業採算、公共性からこの計画の正当性、必要性を判断する情報は極力公開すべきである。ゾーニングの図面が全面黒塗りされるなど不相当である。また、公開しなかったことで市民の間で混乱を生じている内容もあり、公開すべきである。

(2) 公文書①、公文書③及び公文書⑤～公文書⑧について、施設の配置、保留床、ゾーニング等がどのように検討されているかは、この計画の正否に関わる内容であり、またこの計画の公共性から権利者の利益を最優先とすべきでないこと、権利者の利益を害することもないことから、公開すべきである。

(3) 公文書⑨について、ヒアリング内容は、対象となる事業者は多数おられることから、特定されることはなく、さらに、この再開発事業における正当性、公平性を検討する上で公開すべき情報である。

(4) 公文書⑩及び公文書⑪について、リスクは確定したものはそもそも無く、どのように検討されたかプロセスも重要であることから、公開されるべきものであること、既に超高層建築物の建築を含む再開発に関する事項が都市計画審議会でも審議されていることから、非公開とすることは不相当である。

(5) 平成27年から同再開発における茨木市役所と事業者との協議が行われてきたが、超高層建築物の建築計画は、令和2年6月の上記基本計画案の発表が行われるまで、市民からの求めにも応じず、一切情報開示が行われなかった。それにもかかわらず、市民の意見聴取をしたとして手続を結論ありきで進め、上記11月の都市

計画審議会においても、情報開示が不十分であるとの指摘もあった。

- (6) また、市民への説明会等において、超高層建築物の建築についての事前のリスクの検証、一般的なリスクの情報開示を求めたが、茨木市役所市街地新生課からはリスクの事前の検証や開示は行わないとの回答があり、非常に不公正、不公平な手続が行われている。以上のことから、リスクに関する協議内容の情報開示が必要である。
- (7) 情報開示や開かれた議論が行われてこなかったことにより、超高層建築物の建築計画に対する署名運動も行われるなど、公開されてこなかったことによる混乱が生じている。公開することによる混乱以上に、公開しないことによる著しい支障が生じているものとする。

2 反論書における主張

審査請求人は、反論書において、次のように主張した。

(1) 反論の趣旨

- ア 弁明書の「2 本件経過」については記載が不十分であり、経緯の詳細の確認が必要であること、非常に不適切な手続が行われていることの確認を求める。
- イ 弁明書の「3 弁明の理由」について、弁明書にいう条例第7条第2号、第7条第5号の該当性及び弁明内容は認められない。

(2) 弁明書の「2 本件経過」について記載の追加・訂正及び不適切な公文書公開手続について

ア 「2 本件経過(2)、(3)」の記載について不十分である。

(ア) 令和2年6月29日に情報提供を受けているが、その手続は不適切なものである。

(イ) 令和2年6月29日に情報提供で資料の提供を受けた際、公開請求を取り下げることの意味表示をしておらず、また、取下げの署名等の記録もない。その後、審査請求を行おうとした際に、行政処分が行われていないため審査請求ができないと言われ、行政処分が行われていなかったことを初めて知り、処分庁へ連絡した。この件について処分庁と話し合ったが、担当者が「審査請求の話があったことは記憶にない。」等と発言をするなど、情報を極力出さない姿勢がはっきりしており、全く信用できない。

(ウ) 令和2年11月に提出した茨木市及び茨木市都市計画審議会への請願法上の請願書の提出段取りを確認した際、いつまでなら提出が間に合うか及び口頭意見陳述が可能か確認したときも担当者から何の躊躇もなく「(口頭)意見陳述の話は初耳ですので確認していない」と言われたので、録音データを添付したメールで抗議した。この対応は、請願に対して誠実に処理する義務がある請願法違反の疑いがある。当時、茨木市都市計画審議会の開催が予定されており、請願書の提出まで時間がないことを伝え、事前の確認を依頼した

中での対応であり、反対運動に対する妨害行為の可能性もあり、法律違反の可能性もある。つまり、法令違反の可能性のある場面で、担当者は記憶がないと繰り返しており、不適切な対応を繰り返している。

イ 「2 本件経過(4)」の記載について

処分庁は、令和3年2月8日付けで、非公開決定処分の取消しを行っているが、その内容は、捉え違いをしていたということを理由としている。

しかしながら、実施機関が捉え違いをしたとする、基本計画案「13 超高層建築物について」の「文書の作成に当たって」の協議とは、全く読めないため、情報を極力出さない姿勢の現れと感じざるを得ない。上記第2の1(1)のとおり請求しているが、基本計画案「13 超高層建築物について」の文章は内容の薄い文書となっているため、請求文のような、パートナー事業者、市会議員、大阪府、国等との協議が必要なものではないことは明らかである。処分庁には悪意があったと説明することは難しいが、少なくとも重大な過失がある。このような全く見当違いの捉え方をすることは、適切な公文書公開が行われていないと言える。

ウ 上記のとおり、処分庁の公文書公開手続は、著しく不適法、不適切な手続が行われており、処分庁が情報を極力市民に出したくないと考えていたことが推察される。また、令和2年6月22日の公開請求について、手続が完了したのは令和3年3月29日付けの公文書部分公開決定処分であり、条例第13条の規定による公開決定等の期限の特例延長の手続を勘案しても、9か月以上の期間を要したことは著しく不適切である。

<参考 秋田地裁平成9年3月28日判決 抜粋>

・・・請求から公開まで232日を要したことについて、(中略)違法な行為であり・・・

(3) 処分庁の弁明に対する反論

ア 弁明書の「3 弁明の理由(3)ア(イ) a、b」について、条例第7条第2号該当性は認められず、「3 弁明の理由(3)エ(ア)」の弁明は認められない。「3 弁明の理由(3)ア(ア) a(a)～(e)、(ア) b(a)～(j)」について、非公開とすることは認められない。

(ア) 再開発計画案は、既に都市計画審議会に超高層建築物の立地に関する意見聴取として意見聴取していること、市民に対しては、超高層建築物の建築計画について、事業者と茨木市の合同で説明会が開催されていること、基本計画案及び都市計画案は超高層建築物の建築計画が前提となっていることから、各計画は既に公になり、市民、市議会、都市計画審議会において審議や説明会・意見募集等が行われている。結果、再整理が必要との指摘を受けているが、廃案にはなっていない。

- (イ) 基本計画案の説明会の内容により、事業パートナー等との協議が基本計画案や都市計画案の前提となっていることは明らかであるため、事業パートナー等との協議経過は各計画案においての策定過程そのものであり、公にしなければ、市民は各計画が公平に公正に策定されたか知ることができない。
- 「3 弁明の理由(3)ア(ア) a (a)～(e)、(ア) b (a)～(j)」について、図面の全面黒塗り、事業パートナー等の意図など、非公開とされていることで、協議内容を正しく理解することができないため、非公開は認められない。
- (ウ) 再開発の計画についての協議は平成27年より継続して行われており、事業パートナーは、その過程で処分庁等から何度も助言を受けて超高層建築物の建築を含む再開発計画案を作成していることから、既に民間の計画とは認められない。また、この計画は市有地を事業者に譲り渡すことが前提となっている上で茨木市と協議を重ねていることから、民間の計画とは認められない。
- (エ) 事業パートナー等のみが平成27年より茨木市から助言を得られる立場にあったことは、今後の事業者の募集においては不公平な状況にある。
- (オ) 以上のことから、弁明書にいう条例第7条第2号には該当しない。
- (カ) 今回の再開発計画は、超高層建築物（高さ150メートルを想定）、ロータリーの変更、道路形状の変更を予定しており、周辺住民及び駅利用者に必要な影響を与えること、超高層建築物の影、近隣への日照への影響、風害、落下物の危険性等も容易に推察され、市民からも不安の声がパブリックコメントを始めとして多数挙がっていることから、建物の配置を決めるゾーニング、配置図等は条例第7条第2号ただし書に該当しており、公開すべきである。
- (キ) 今回の再開発計画の公共性や公平性の観点、市民の財産である市有地の払い下げになる計画であること、市民の知る権利とのバランスから、黒塗りは、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると客観的かつ具体的に証明され、なおかつ相当に高度な情報と証明された時のみ行うべきである。
- イ 弁明書の「3 弁明の理由(3)イ(イ) a、b」について、条例第7条第5号該当性は認められず、「3 弁明の理由(3)エ(イ)」の弁明は認められない。「3 弁明の理由(3)イ(ア) a (a) (b)、(ア) b」について、非公開することは認められない。
- (ア) 超高層建築物のリスクに係る協議内容であり、公開しないことが市民に混乱を生じさせる。
- (イ) リスクの検討は、そもそも確定したものはなく、様々な意見や観点から検証が行われるものであることは当然であり、率直な意見交換が行われるべきものである。率直な意見交換が当然行われるべきものであることから、公に

されることで、率直な意見交換が困難になる内容ではなく、条例第7条第5号に該当しない。

(ウ) リスクの検証において必須である、率直な意見交換が行われているかを点検評価するためにも、公にすべき情報である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件処分は妥当であるとして、弁明書及び口頭による理由の説明により、次のように主張した。

1 本件処分内容及び理由

本件処分は、実施機関が本件請求に対応する公文書として第2の5(1)から(11)までを特定し、その一部に条例第7条に規定する非公開情報が記録されていることから公文書部分公開決定処分を行ったものであり、公開しない部分及び公開しない理由については、別表のとおりである。

2 本件処分に関する審査請求人の主張に対する実施機関の弁明

審査請求人は、本件処分の非公開部分が不相当であるとし、公開することを求めているが、本件処分は、次のとおり適正なものである。

(1) 条例第7条第2号該当を理由とする非公開について

ア 非公開とした情報について

本件処分において条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした情報は次のとおりである。

(ア) 権利者組織又は事業を営む特定の権利者（以下「権利者組織等」という。）の意向及び計画・方針に関する情報

a 公文書①の議事録に記載された権利者組織の希望案に関する部分

b 公文書①の議事録に記載された事業を営む特定の権利者の権利変換に関する希望に関する部分

c 公文書①の議事録に記載された臨時総会の案件

d 公文書⑥の議事録に記載された建替推進委員会の意見

e 公文書⑨の議事録に記載された権利者へのヒアリング結果に係る部分

(イ) 事業者の生産活動上の計画・方針等に関する情報

a 公文書①の議事録に記載された施設内の配置及び駐車場の建設に係る事業者の考えに関する部分

b 公文書①のボリュームスタディ比較表に記載された事業者案の記載部分

c 公文書①のうち、ゾーニング検討案（全体の配置図を除く。）（A案～E案）

d 公文書③のうち、ゾーニング検討案

e 公文書⑤の議事録に記載された議事内容の一部

- f 公文書⑤のうち、ゾーニング検討案
- g 公文書⑥のうち、ゾーニング検討案
- h 公文書⑦の議事録に記載されたコンセプト案に関する説明内容
- i 公文書⑦のうち、（仮称）阪急茨木市駅西地区再開発コンセプト提案書
- j 公文書⑧の協議資料に記載された2018.03整理（事業P作成）（番号1～3を除く。）

イ 条例第7条第2号該当性について

(ア) 権利者組織等の意向及び計画・方針に関する情報について

上記ア(ア) a～eに掲げる情報は、市と阪急茨木市駅西口駅前周辺整備事業（以下「阪急西口整備事業」という。）において権利者組織から選定を受けた事業パートナー等（以下「事業パートナー等」という。）との打合せの中で明らかにされた、権利者組織の希望案、事業を営む特定の権利者の権利変換に係る希望、権利者組織の臨時総会の議事内容、権利者組織の意見及び権利者へのヒアリング結果である。

これらの情報は、公にすると、阪急西口整備事業における権利者組織等の意向及び計画・方針が明らかになり、当該権利者組織等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、第7条第2号に該当するものとして非公開とした。

(イ) 事業者の生産活動上の計画・方針等に関する情報について

上記ア(イ) a～jに掲げる情報は、市と事業パートナー等との打合せの中で明らかにされた、民間の施設内の配置及び駐車場の建設に係る事業パートナー等の考え、ボリュームスタディの事業パートナーの案、事業パートナーのゾーニング検討案、事業パートナー等の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報、事業パートナー等の（仮称）阪急茨木市駅西地区再開発コンセプト案及び当該案に関する説明内容並びに事業パートナー等の課題整理内容である。

これらの情報は、公にすると、事業パートナー等の計画・方針若しくは生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報又は再開発に関する計画・方針等事業パートナー等の生産活動上のノウハウに関する情報及び事業パートナー等の技術に関する情報である建築の設計・施工に関する情報が明らかになり、当該事業パートナー等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、第7条第2号に該当するものとして非公開とした。

(2) 条例第7条第5号該当を理由とする非公開について

ア 非公開とした情報について

本件処分において条例第7条第5号に該当することを理由に非公開とした情

報は次のとおりである。

- (ア) 市の機関内部における検討段階の未成熟な情報
 - a 公文書⑧の協議資料に記載された課題対応欄の一部
 - b 公文書⑩の議事録に記載された議事内容の一部
- (イ) 市の機関相互の間における協議に関する情報
公文書⑩の議事録に記載された議事内容の一部

イ 条例第7条第5号該当性について

- (ア) 市の機関内部における検討段階の未成熟な情報について

上記ア(ア) a に掲げる情報は、今後の事業推進に向けた課題整理における都市計画決定での資金計画の検討に係る課題・対応内容である。また、上記ア(ア) b に掲げる情報は、超高層建築物に係るバルコニーについての具体的な見解である。

これらの情報は、市の機関内部における検討段階の未成熟な情報であり、公にすると、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、第7条第5号に該当するものとして非公開とした。

- (イ) 市の機関相互の間における協議に関する情報について

上記ア(イ)に掲げる情報は、超高層建築物に関し、実施機関と茨木市消防本部の機関相互の間における協議に関する情報である。

公文書⑩には、協議に参加した実施機関及び茨木市消防本部の職員の氏名並びに協議での発言者及び発言内容が記載されているが、率直な意見交換の場であることから、組織としての意見だけでなく、個人の見解を述べたものも含まれる。そのため、当該内容を公にすると、外部からの干渉等を受けるなどにより、職員が協議での発言を躊躇し、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号に該当するものとして非公開とした。

(3) 条例第7条第1号該当を理由とする非公開について

ア 非公開とした情報について

本件処分において条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした情報は次のとおりである。

- (ア) 公文書①から⑨までの議事録に記載された協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職
- (イ) 公文書①の議事録に記載されたビル管理会社の社員の氏名及び役職
- (ウ) 公文書⑨の議事録に記載された議事内容の個人の氏名

イ 条例第7条第1号該当性について

上記ア(ア)～(ウ)に掲げる情報はいずれも特定の個人を識別することができる

個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものとして非公開とした。

(4) 審査請求人の主張に対する実施機関の弁明

ア 条例第7条第2号による非公開について

(ア) 阪急西口整備事業について

a 事業の施行方法について

阪急西口整備事業は、昭和45年開催の大阪万博に併せて整備された駅前施設を更新し、現在のニーズに対応した機能の導入や空間の創出を行うため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）による施行を想定している。

また、市街地再開発事業は、「市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びこの法律（第7章を除く。）で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいい、（略）第一種市街地再開発事業と（略）第二種市街地再開発事業とに区分」される（都市再開発法第2条第1号）。

阪急西口整備事業は、権利変換手続により、従前建物、土地所有者等の権利を再開発ビルの床に関する権利に原則として等価で変換し、保留床の処分によって事業費を捻出する第一種市街地再開発事業として、都市再開発法第2条の2第3項に規定する株式会社（阪急茨木市駅西地区再開発株式会社）による施行を目指している。

本市は、阪急西口整備事業が市街地再開発事業として行われることを念頭に、公共施設管理者等の立場で円滑な事業実施を支援するため、事業パートナー等と検討を重ねている。

b 都市計画審議会における審議について

審査請求人は、「既に超高層建築物の建築を含む再開発に関する事項が都市計画審議会で審議されている」と主張する。

超高層建築物に関する都市計画審議会における審議については、平成30年に策定された「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針」において対象建築物における当該方針との適合性の確認についての手続が示されており、民間事業者による事業計画の立案後、市と民間事業者が当該方針との適合状況を確認するための協議を行った上で、事業計画案の妥当性等について都市計画審議会の意見聴取を経た後、都市計画審議会において必要な都市計画案の決定・変更についての審議を行うとされている。

実施機関は、当該方針に基づき、令和2年11月13日に開催された都市計

画審議会において、阪急西口整備事業における権利者の有志で設立された市街地再開発事業の準備組織である再開発会社から提出された超高層建築物の計画案について、当該方針で求められている公共公益性及び長期的な持続可能性等について都市計画審議会の意見を聴取した。しかし、当該意見聴取において超高層建築物に係る様々な意見が示されたことから、その意見も踏まえて再整理を行っており、都市計画審議会による都市計画案の決定・変更についての審議には至っていない。

c 事業パートナー等について

現時点で民間施設の整備について検討している事業パートナー等は阪急西口整備事業を推進するため権利者組織から選定を受けた民間事業者であるが、実際に市街地再開発事業を行う事業協力者は、阪急西口整備事業が市街地再開発事業として都市計画決定を受けた後に施行者となる再開発会社が公募により選定することとなることから、現在の事業パートナー等が今後再開発会社と契約し、事業協力者となることが確定しているわけではない。

(イ) 本件処分において非公開とした部分について

a 権利者へのヒアリング等に関する情報について

上記(1)イ(ア)で述べたとおり、非公開としている部分は、権利者組織等の意向及び計画・方針の具体的な内容であり、当該権利者の事業に関する情報である。

審査請求人は、権利者の利益を最優先とすべきでなく、権利者の利益を害することもないこと及びヒアリングの対象となる事業者が多数いるため、特定されることはないことから、情報を公開すべき旨を主張する。

しかし、権利者組織等へのヒアリングは、計画が具体化していない段階において権利変換の意向を確認するため事業パートナー等が実施したものであり、結果の公表は想定されていない。また、権利者組織の臨時総会の議事内容及び権利変換に関する意向は、権利者組織の意向及び今後の計画・方針に関する情報であることから、通常他に知られたくない情報であり、実施機関は、阪急西口整備事業に係る検討を行うために事業パートナー等及び管理会社から提供を受けたに過ぎない。

よって、これらの情報を公開することにより、当該権利者組織等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公にすることができない情報であると判断した。

b 事業パートナー等の生産活動上の情報について

市街地再開発事業は、公共施設と民間施設の整備を一体的に行う都市計画事業である。市は、主に公共施設の整備に係る部分について検討を行い、

民間事業者は、主に民間施設の整備に係る部分について検討を行っている。本件処分に係る議事録及び図面のうち、道路等、公共施設の整備に係る部分については、既に公開されており、非公開としたのは、民間施設の整備に係る部分及び民間施設の整備に係る部分を含む事業パートナー等が作成した資料である。

本件処分において非公開とした施設の配置、保留床、ゾーニング等に関する部分は、民間施設の整備に関する部分であって、当該資料は事業パートナー等が保有するノウハウや知識・経験を活用して作成したものであり、当該事業者独自の生産活動上の計画・方針等の情報及び設計に当たっての工夫・考案等の設計に関する情報が含まれている。

また、本件処分において非公開とした（仮称）阪急茨木市駅西地区再開発コンセプト提案に関する議事録の一部は、民間施設の整備に関し、事業パートナー等が保有するノウハウや知識・経験を活用して作成した資料についての説明内容であり、当該事業者独自の生産活動上の計画・方針等の情報及び設計に当たっての工夫・考案等の設計に関する情報が含まれている。

審査請求人は、超高層建築物の建築を含む再開発に関する事項が都市計画審議会等で審議されていること等から、情報を公開すべき旨を主張する。

しかし、事業パートナー等と再開発会社との今後の契約が確定していないことも含めると、これらの情報が公になると、事業施行において公募により事業者を選定するに当たり、事業パートナー等の提案内容を事前に他の事業者が知ることができ、他の事業者が当該提案内容を踏まえた提案を行うことが可能となったり、事業パートナー等の保有する知識やアイデアが他の事業者に利用される可能性がある。その結果、公募による事業者の選定において、他の事業者に比し事業パートナー等が不利となり、顧客が奪われ、得られた可能性のある利益を失うおそれがある。

よって、これらの情報を公開することにより、当該事業者のノウハウの流出や受注機会の損失等、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該情報は公にすることができない情報であると判断した。

イ 条例第7条第5号による非公開について

公文書⑩のうち非公開としている部分には、バルコニーの設計に係る個人の主観的な意見が記載されている。当該協議は、実施機関と茨木市消防本部との間における率直な意見交換の場であることから、当該情報を公にすることにより、今後、職員が個人的な意見を述べることを躊躇し、率直な交換が不当に損なわれるおそれがあるため、公にすることができない情報であると判断した。

また、公文書⑩のうち非公開としている部分には、バルコニーの様態による検討等、意思決定に係る手続の途上にある情報が記載されており、当該情報は、検討段階の未成熟な情報であることから、公にすることにより、市民に対し不正確な理解や誤解を与えるなど不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、公にすることができない情報であると判断した。

ウ 条例第7条第1号による非公開について

公文書①から⑨までの議事録に記載された協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職についての情報のうち、氏名は特定の個人を識別することができる個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものとして非公開とした。また、役職は、氏名と一体となって個人を識別することができる個人に関する情報であることから、条例第7条第1号に該当するものとして非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的」として制定されたものであり（第1条）、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、判断するものである。

2 本件請求について

本件請求は、審査請求人が「阪急茨木市駅西口駅前周辺整備基本計画（案）の策定にあたっての「13 超高層建築物について」に係る検討内容、協議事項内容（茨木市内部、パートナー事業者、市会議員、大阪府、国等）、リスク、公共性、環境アセスメント等の検討状況」の公開を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、阪急茨木市駅西口における超高層建築物の建築について検討した事業パートナー等及び関係機関との協議記録に関する文書を特定し、本件処分を行った。

3 本件請求に係る再開発事業について

審査請求人は、超高層建築物の建築を含む再開発に関する事項が都市計画審議会で審議されており、既に公共性を持った再開発計画となっていることから、計画の事業採算、公共性からこの計画の正当性、必要性を判断する情報は極力公開すべきである旨を主張する。

この点について、審査会として次のように検討した。

(1) 実施機関の説明

実施機関は、本件請求に係る再開発事業である阪急西口整備事業の現状等について次のとおり説明した。

ア 阪急西口整備事業は、都市再開発法に基づく市街地再開発事業での施行を想定している。

イ 実施機関は、平成30年に策定された「茨木市における超高層建築物の立地に関する基本的な方針」に示されている手続きに基づき、令和2年11月13日に開催された都市計画審議会において、阪急西口整備事業における権利者の有志で設立された市街地再開発事業の準備組織である再開発会社から提出された超高層建築物の計画案の妥当性等について都市計画審議会の意見を聴取した。しかし、審査請求時点では、当該意見聴取で示された様々な意見を踏まえて再整理を行っている段階である。

ウ 事業パートナーである開発事業者は、阪急西口整備事業を推進するため権利者組織から選定された民間事業者であり、権利者組織から委託を受けた再開発コーディネーターと連携し、市と協議を行っている。市は、市街地再開発事業の円滑な事業実施を支援する立場であり、事業パートナー等との検討を重ねているが、事業パートナー等と契約関係にはない。実際に市街地再開発事業を行うこととなる事業協力者は、阪急西口整備事業が市街地再開発事業として都市計画決定を受けた後に、施行者となる再開発会社が改めて公募により選定する予定である。

(2) 審査会の視座

阪急西口整備事業は公共の部分と民間の部分併せ持った事業であり、市街地再開発事業が都市計画の一環として行われ、また、当該事業に市が補助金等を交付する以上、審査会として当該事業が完全に民間事業であると言い切ることはいできない。

しかし、上記(1)の阪急西口整備事業の状況等を踏まえると、現段階において審査会は、審査請求人が主張するように民間事業者による整備部分も含め、当該事業全体が「既に公共性を持った再開発計画となっている」との前提に立ち、公文書公開の可否について検討することはできないと考える。もちろん、審査会においても当該事業が公共性を有することについては認めているが、本件処分の妥当性については、事業の進捗状況を踏まえながら、公文書に記録されている情報が条例第7条各号所定の非公開情報に該当するか否かを慎重に検討した上で、判断するものである。

4 本件処分の妥当性について

実施機関は、別表に掲げる公文書について、条例第7条第1号（個人に関する情報）、条例第7条第2号（法人等に関する情報）及び条例第7条第5号（審議、検

討等に関する情報)に該当する部分があることを理由に本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、実施機関の非公開部分が不相当であるとし、公開することを求めている。

以下、別表に掲げる公文書に記載された情報の非公開情報該当性について審査する。

(1) 条例第7条第1号(個人に関する情報) 該当性について

実施機関が条例第7条第1号への該当を理由に非公開とした情報は、議事録に記載された協議に参加した民間事業者の出席者等の氏名及び役職である。

協議に参加した民間事業者の出席者等の氏名は、まさに条例第7条第1号本文の「個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に該当するものである。また、役職は、氏名と一体となって個人を識別することができる個人に関する情報である。

ただし、これらの情報が同号ただし書アからウまでのいずれかに該当する場合は、個人に関する情報であっても公開しなければならないが、そのいずれにも該当するものではなかった。

よって、条例第7条第1号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(2) 条例第7条第2号(法人等に関する情報) 該当性について

実施機関が条例第7条第2号への該当を理由に非公開とした情報を大別すると、①権利者組織等の意向及び計画・方針に関する情報、②事業者の生産活動上の計画・方針等に関する情報に分けられる。

以下、これらの情報の条例第7条第2号該当性について検討する。

ア 権利者組織等の意向及び計画・方針に関する情報

実施機関は、市と事業パートナー等との打合せの中で明らかにされた、権利者組織の希望案(権利者組織の臨時総会の議事内容を含む。)、事業を営む特定の権利者の権利変換に係る希望、権利者組織の意見及び権利者へのヒアリング結果を権利者組織等の意向及び計画・方針に関する情報として非公開としている。

実施機関は、当該情報を非公開とする理由について、「権利者組織等へのヒアリングは、計画が具体化していない段階において権利変換の意向を確認するため事業パートナー等が実施したものであり、結果の公表は想定されていない」、「権利者組織の臨時総会の議事内容及び権利変換に関する意向は、権利者組織の意向及び今後の計画・方針に関する情報であることから、通常他に知られたくない情報である」とし、これらの情報を公開することにより、当該権

利権者組織等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公にすることができない情報であると主張する。

一方、審査請求人は、権利者の利益を最優先とすべきでないこと、権利者の利益を害することもないこと及びヒアリングの対象となる事業者が多数いるため、特定されることはないことから、当該再開発事業における正当性及び公平性を検討する上で情報を公開すべき旨を主張する。

一般的に、再開発整備事業に当たっては、権利者が権利者自身にとって有利となる計画案を希望するであろうことは想像に難くない。しかし、審査会で公開決定等に係る公文書を実際に見分したところ、当該部分には、一般的な希望内容ではなく、事業を営む特定の権利者の意向や権利者組織の具体的な希望内容が記載されていた。また、権利者組織の臨時総会での議事内容は、権利者以外の者が通常知り得ることができない情報であり、実施機関は、阪急西口整備事業に係る検討の中で知り得たに過ぎないことが確認された。

これらの状況を考慮すると、権利者組織等の意向は、権利者組織の内部の情報又は事業を営む特定の権利者の情報であり、公にすることにより、当該権利者組織等の希望案が具体的な事業に結び付き、今後事業を進める上で支障を来す可能性があることから、当該権利者組織等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは高いと考えられる。また、権利者の集合体である権利者組織又は事業を営む特定の権利者の具体的な希望案は、財産又は法人等の営業活動の計画・方針に関する情報であり、当該権利者組織等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれも否定することができない。

よって、実施機関の主張には合理性があり、条例第7条第2号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

イ 事業者の生産活動上の計画・方針等に関する情報

実施機関は、市と事業パートナー等との打合せの中で明らかにされた、民間の施設内の配置及び駐車場の建設に係る事業パートナー等の考え、ボリュームスタディ比較表の事業パートナーの案、事業パートナーのゾーニング検討案、南側高層ビル配置案についての議事内容の一部、事業パートナー等の（仮称）阪急茨木市駅西地区再開発コンセプト提案書及び当該案に関する説明内容並びに事業パートナー等の当該事業の課題に対する事業パートナー等の検討内容や今後の方針を、事業者の生産活動上の計画・方針等に関する情報として非公開としている。

実施機関は、阪急西口整備事業で予定されている市街地再開発事業について、「公共施設と民間施設の整備を一体的に行う都市計画事業」と述べるとともに、市は主に公共施設の整備について、民間事業者は主に民間施設の整備について検討を行っており、本件処分に係る議事録及び図面のうち、道路等公

共施設の整備に係る部分については既に公開し、民間施設の整備に係る部分及び民間施設の整備に係る部分を含む事業パートナー等が作成した資料を非公開とした旨を主張する。

一方、審査請求人は、情報を公開すべき旨を主張する。

審査会で公開決定等に係る公文書を実際に見分したところ、公共施設の整備に係る部分については公開されており、非公開とした部分には民間事業者が作成した図面や考え方が記載され、これらの情報は、事業パートナー等の独自のアイデアやノウハウ（以下「アイデア等」という。）を活用して作成されたものであることが確認された。民間事業であっても、市街地再開発事業は公共性を伴うものであることから、非公開中の部分にも公開できる部分がないか検討したが、民間施設の配置、ゾーニング検討案等が全体として事業パートナー等のアイデア等であり、一体不可分の性質のものであった。

以上から、これらの情報を公にすることにより、事業パートナー等の独自のアイデア等が当該事業者と競争関係にある他の事業者にも利用される等、事業者の今後の事業活動や当該再開発事業の事業協力者の公募に影響を与える可能性があることから、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。また、事業パートナー等が市と協議を行っているものの再開発会社との今後の契約が確定していないことを考慮すると、公にすることにより、事業パートナー等の協力を得られなくなり、阪急西口整備事業に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。確かに、都市計画決定が行われ事業が進行すると、公表される情報が増え、これらの情報を公にすることによる当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する具体的なおそれは低減する。しかし、都市計画審議会の意見聴取の結果を踏まえ再整理を行っている現段階においては、これらの情報を公にすることは当該事業者のアイデア等の流出となり、当該再開発事業の事業協力者の公募に影響を与える可能性を否定できないことから、公にすべきではないと判断した。

なお、条例第7条第2号ただし書は、法人等の事業活動によって危害（公害、薬害等）が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、危害の未然防止、拡大防止又は再発防止を図り、その危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は公開することを定めたものである。審査請求人は、当該ただし書の規定への該当を理由に、建物の配置に係るゾーニング、配置図等の公開を求めている。「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかについては、非公開とすることにより保護される利益と公開されることにより保護される利益を比較衡量して判断することとなるが、実施機関が協議等で取得した事業者のアイデア等が記載された文書を公開すると、前述のとおり事業者の事業活動に影響を与える可能

性があるとともに、今後阪急西口整備事業での協力が得られなくなる可能性も否定できず、そうなった場合、阪急西口整備事業の推進が難しくなることが考えられ、審査請求人が当該情報を公開することにより保護されるとしている生活又は財産上の利益が非公開とすることにより保護される利益を上回るとは認められないことから、同号ただし書には該当しない。

よって、実施機関の主張には合理性があり、条例第7条第2号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

(3) 条例第7条第5号（審議、検討等に関する情報）該当性について

実施機関が条例第7条第5号への該当を理由に非公開とした情報を大別すると、

①市の機関内部における検討段階の未成熟な情報、②市の機関相互の間における協議に関する情報に分けられる。

以下、これらの情報の条例第7条第5号該当性について検討する。

ア 市の機関内部における検討段階の未成熟な情報について

実施機関は、市と事業パートナー等の間で行った協議議事録のうち、今後の事業推進に向けた課題整理における都市計画決定での資金計画の検討に係る課題・対応内容及び実施機関と茨木市消防本部の間で行った協議議事録のうち、超高層建築物に係るバルコニーの様態に関する検討等の内容を非公開としている。

実施機関は、当該情報を非公開とする理由について、「市の機関内部における検討段階の未成熟な情報であり、公にすると、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある」と主張する。

一方、審査請求人は、権利者の利益を最優先とすべきでないこと、権利者の利益を害することもないこと、ヒアリングの対象となる事業者が多数いるため、特定されることはないこと及びリスクは確定したものはそもそも無く、どのように検討されたかプロセスも重要であることから、情報を公開すべき旨を主張する。

審査会で公開決定等に係る公文書を実際に見分したところ、今後の事業推進に向けた課題整理における都市計画決定での資金計画の検討に係る課題・対応内容については、市が試算し、作成したものであるが、検討段階での試算であり、公表することを前提としたものではないこと及び超高層建築物に係るバルコニーの様態に関する検討等意思決定に係る手続の途中にある情報であることが確認された。

これらの情報を公にすると、確定していない検討段階の情報が確定したように受け取られること、実施機関の意図しない形で情報が伝わること等が懸念され、説明や前提となる条件等が示されることなく、これらの情報がひとり歩きすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に

混乱を生じさせるおそれが高いことから、公にすべきではないと判断した。

よって、条例第7条第5号該当を理由にこれらの情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

イ 市の機関相互の間における協議に関する情報

実施機関は、超高層建築物に関し、実施機関と茨木市消防本部の機関相互の間における協議に関する情報のうち、職員の個人的見解を非公開としている。

実施機関は、当該情報を非公開とする理由について、「当該協議は、実施機関と茨木市消防本部との間における率直な意見交換の場であることから、当該情報を公にすることにより、今後、職員が個人的な意見を述べることを躊躇し、率直な交換が不当に損なわれるおそれがあるため」と主張する。

一方、審査請求人は、リスクは確定したものはそもそも無く、どのように検討されたかプロセスも重要であることから、情報を公開する旨を主張する。

審査会で公開決定等に係る公文書を実際に見分したところ、非公開となっている部分は、組織としての意見ではなく、担当者個人の見解を述べたものであると確認された。また、実施機関に当該協議の性質について確認したところ、当該協議は、超高層建築物に関し率直に意見を交換する担当者レベルでの協議であり、自由かつ率直な発言の場であるとのことだった。

また、審査請求人は、「率直な意見交換が当然行われるべきものであることから、公にされることで、率直な意見交換が困難になる内容ではなく条例7条5号に該当しない。」と主張するが、当該協議の性質を考慮すると、協議に参加した職員も発言した個人的見解がそのまま公になることを想定していないと考えられる。これらの情報を公にすることにより、今後自由かつ率直な発言が確保されなくなることで職員が発言を躊躇し、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれを否定できないことから、公にすべきではないと判断した。

よって、条例第7条第5号該当を理由に当該情報を非公開とした実施機関の決定は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において当該事業に係るその他の主張をしているが、それらの主張は、本件処分に係る審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、審査会は、本件処分については妥当であるとの結論に達し、「第1 審査会の結論」のとおり、答申する。

第6 その他

審査会は、本件処分において上記の結論に達したが、審査請求人は、反論書にお

いて、公開手続が不適法及び不適切である旨を主張していることから、審査会として次のとおり意見を述べる。

条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的」としていることから、市民の知る権利は最大限尊重する必要がある。

一般的に、実施機関は、情報公開制度や行政不服審査制度について理解しているが、多くの公開請求者は、これらの制度についての理解が十分ではないと考えられる。そのため、実施機関による制度の説明等が不十分だと請求者の意図が実施機関に伝わらず、適切な対応が図られないおそれがある。

本件審査請求までの経過を確認したところ、当初、審査請求人は、令和2年6月22日に本件請求を行い、当該請求に対し実施機関は、情報公開制度ではなく情報提供制度で対応している。その際、本件請求の取扱いについて、実施機関と審査請求人との間で認識の相違が生じたことにより、その後、審査請求人からの申出により、実施機関が本件請求について情報公開制度で対応することとし、令和2年10月30日付けで公開決定等を行うまで約4か月の期間を要している。

本件請求に対し実施機関が情報公開制度ではなく情報提供制度で対応したのは、速やかに公開できる情報を審査請求人に提供するためであったと考えられるが、情報公開制度ではなく情報提供制度で対応する旨、両制度の違い等について、審査請求人がその内容を十分に理解することができるよう、実施機関は、より丁寧に説明し、審査請求人の納得を得る必要があったのではないかと考える。

また、その後、実施機関と審査請求人との間において対象文書の特定に相違があったことが確認されたため、実施機関は、令和2年10月30日付けで行った公文書不存在による非公開決定を令和3年2月8日付けで取り消し、再度、公開請求に係る公文書を特定した上で、本件処分を行っている。

対象文書の特定に当たっては、公開請求者が実施機関においてどのような文書を保有しているかを自ら把握した上で公開請求をすることは困難である場合が多い。通常、対象文書の特定は、公開請求書の記載内容に基づいて行われるが、公開請求に係る公文書として具体的な公文書名が記載されているなど疑義が生じる余地がない場合を除き、実施機関が公開請求書の記載内容を独自に解釈し、対象文書の特定を行うと、公開請求の趣旨を正確に把握できないことも起こり得る。本件請求に係る公文書として公開請求書に記載された内容が一定抽象的であったことを踏まえると、実施機関が審査請求人に請求の趣旨を確認するなど、公文書の特定に関し、より細やかな対応をすることで、当初の公開決定等において審査請求人の意向に沿った文書の公開等が可能となったのではないかと考える。

本件においては、上記のような経過があり、当初の公開請求から本件処分に至るまで約8か月の期間を要している。このことをもって、直ちに違法となるものではないが、実施機関の説明不足等により実施機関と審査請求人の認識に齟齬が生じ、その結果として最終の公開決定等までに多くの時間を費やすとともに、審査請求人が実施機関に対する不信感を抱くこととなったことは否定できない。

実施機関と公開請求者の間には、制度に関する知識、保有する公文書に関する情報量等に大きな差があることから、実施機関には公開請求者に対して十分な説明や確認を行うことが求められる。よって、審査会は、実施機関に対し、今後、制度に関する丁寧な説明を心がけるとともに、公開請求者が公開を求める文書を的確に把握し、情報公開制度の適切な運用を図ることを望むものである。

審査会の処理経過	
令和3年5月31日	諮問
8月3日	弁明書（写し）提出
9月21日	反論書（写し）提出
9月28日	第1回審査会
11月2日	第2回審査会
12月14日	第3回審査会
令和4年1月18日	第4回審査会
2月15日	答申

別表

本件処分に係る公開しない部分及び公開しない理由

区分	公開しない部分	公開しない理由
公文書①	議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	議事録中の【1. 合同部会内容報告】の議事内容の一部	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 議事内容の一部のうち、権利者組織の希望案に関する部分は、公にすることにより、当該事業に係る権利者組織の計画・方針が明らかになり、当該権利者組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 また、議事内容の一部のうち、事業を営む特定の権利者の権利変換に関する希望に関する部分は、公にすることにより、事業を営む特定の権利者の権利変換に係る意向が明らかになり、当該権利者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 また、議事内容の一部のうち、施設内の配置及び駐車場の建設に係る事業者の考えに関する部分は、公にすることにより、当該事業に係る施設内の配置及び駐車場の建設に係る当該事業者の計画・方針が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	議事録中の阪急茨木市駅前市街地改造ビル管理会社(株)の社員の氏名及び役職	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 社員の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	議事録中の臨時総会の案件	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 臨時総会の案件は、権利者組織の希望案に関するものであることから、公にすることにより、当該事業に係る権利者組織の意向及び計画・方針が明らかになり、当該権利者組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

	<p>ボリュームスタディ比較表の内容のうち事業者案の記載部分</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 事業者案の記載部分は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
	<p>ゾーニング検討案（全体の配置図を除く。）（A案～E案）</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 ゾーニング検討案（全体の配置図を除く。）（A案～E案）は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書②	<p>議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
公文書③	<p>議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>ゾーニング検討案</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 ゾーニング検討案は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。</p>
公文書④	<p>議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
公文書⑤	<p>議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。</p>
	<p>議事録中の【1. 南側高層ビル配置案について】の議事内容の一部</p>	<p>茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 議事内容の一部は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害す</p>

		るおそれがあるため。
	ゾーニング検討案	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 ゾーニング検討案は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公文書⑥	議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	議事録中の【4. G案について】の建替推進委員会の意見	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 建替推進委員会の意見は、公にすることにより、権利者組織の権利変換に係る意向が明らかになり、当該権利者組織の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	ゾーニング検討案	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 ゾーニング検討案は、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な情報及び設計に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公文書⑦	議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名及び役職	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名及び役職は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	議事録中の【2. コンセプト提案について】のコンセプト案に関する説明内容	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 コンセプト案に関する説明内容は、公にすることにより、再開発に関する計画・方針等当該事業者の生産活動上のノウハウに関する情報及び当該事業者の技術に関する情報である建築の設計・施工に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	(仮称) 阪急茨木市駅西地区再開発コンセプト提案書	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 コンセプト提案書は、公にすることにより、再開発に関する計画・方針等当該事業者の生産活動上のノウハウに関する情報及び当該事業者の技術

		に関する情報である建築の設計・施工に関する情報が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公文書⑧	議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	協議資料中の番号13②の課題対応欄の一部	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 課題対応欄の一部は、市の機関内部における検討段階の未成熟な情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。
	協議資料中の2018.03整理（事業P作成）（番号1～3を除く。）	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 2018.03整理（事業P作成）（番号1～3を除く。）は、当該事業の課題に対する事業者の検討内容や今後の方針が記載されているものであって、公にすることにより、当該事業者の生産活動上の計画・方針等の詳細な内容が明らかになり、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
公文書⑨	議事録中の協議に参加した民間事業者の出席者の氏名	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 出席者の氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
	議事録中の議事内容【番号2：タワーマンションの終い方】の権利者へのヒアリング結果に係る部分	茨木市情報公開条例第7条第2号に該当 権利者へのヒアリング結果に係る部分は、事業を営む特定の権利者の権利変換後の意向が明らかになり、当該権利者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	議事録中の議事内容【番号4：その他】の個人の氏名	茨木市情報公開条例第7条第1号に該当 議事内容の個人の氏名は、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため。
公文書⑩	議事録中の議事内容の一部	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 議事内容の一部は、市の機関相互の間における協議に関する情報であって、職員が個人としての見解を述べたものであり、当該内容を公にするこ

		とにより、職員が発言を躊躇し、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
公文書⑩	議事録中の【1、バルコニーについて】の議事内容の一部	茨木市情報公開条例第7条第5号に該当 議事内容の一部は、市の機関内部における検討段階の未成熟な情報であり、公にすることにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるなど、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため。